

議案第7号

桐生市特別会計設置条例の一部を改正する条例案

桐生市特別会計設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月20日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市特別会計設置条例の一部を改正する条例

桐生市特別会計設置条例(昭和39年桐生市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第1条第1号の学校給食共同調理場事業に係る出納整理については、なお従前の例による。

議 案 説 明

議案第 7 号 桐生市特別会計設置条例の一部を改正する条例案

学校給食共同調理場事業特別会計を令和 6 年度末で廃止するため、所要の改正を行おうとするものです。